

第 3 8 4 回  
天草不知火海区漁業調整委員会  
議事録

令和 4 年（2 0 2 2 年） 5 月 1 6 日開催

### 第384回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年(2022年)5月16日(月)午後2時から
- 2 開催場所 県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 出席者  
(出席委員) 江口幸男 前田和昭 佐々木倫一 友村喜一 田代龍也 深川英穂  
澤田唯二 岸田光代 平岡政宏 一宮睦雄 藤木美才 田中愛美 藤田香織  
(欠席委員) 桑原千知 廣田幸英  
(熊本県漁業協同組合連合会) 指導部長 橋口謙吾  
(天草広域本部水産課) 参事 津方秀一  
(水産振興課) 課長補佐 鮫島守 主幹 木村武志  
参事 阿部慎一郎 主任技師 諸熊孝典  
(事務局) 事務局長 宮本政秀 主幹 岡田丘 参事 篠崎貴史 参事 郡司掛博昭

#### 4 内 容

##### (1) 開 会

##### (2) 議 事

###### 第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

###### 第2号議案

令和4管理年度における「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理区分へ配分する数量について(諮問)

###### 第3号議案

うなぎの採捕制限について(指示)

###### 第4号議案

たも網及びすくい網によるガザミの採捕制限について(指示)

##### (3) 報 告

くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理区分へ配分する数量について

#### 議事の経過

事務局	定刻になりましたので、ただ今から第384回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。 まずは今年度最初の委員会となりますので、今年度新たに担当になりました職員をご紹介します。  (転入職員の自己紹介)
事務局	それでは委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。 本日の委員出席者数は、15名中13名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

議長

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第384回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を一部また、くろまぐろに関する令和4年度における都道府県別漁獲可能量の通知1枚紙のものを一つ、および漁業法関係法令集という冊子をお配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

それでは、江口会長お願いします。

皆さんお疲れでございます。

第384回調整委員会ということでございますが、開会する前に、皆さんもご承知の通り、本当に熊本県は、食の安全を宣言しながらやっぱり偽装を許したということで本当に調整委員会としても、会長としても本当に情けないところがあります。

ただ私は、この調整委員会の中で、もう二、三回ほど中国産偽装あさを、これをどうにか調整委員会でもするべきという提案をしたんですけど、行政自体が見向きもしなかったというのが今の現状でございます。

今になって、まあ偽装じゃ、どうじゃと、マスコミ等で騒がれてますけど、これはもう早い間から、行政は200%を確認しとったところで、放置したということでございます。本当に特に天草の方でも、中国産あさりの蓄養ということで、本当に天然あさりの価格も低迷して、とうとう漁業者が天然のあさりから、もう目を向けなくなったというのが実際でございます。

これは本当に中国産アサリがなかったらですね、熊本のあさは漁協でも漁業者でもですね、やっぱり育て、天然を育て、販売するという、よくあったんですけど、中国産あさりも日本産あさりも価格は一緒ということで、とうとう漁業者も見放し漁協も力を入れなくなったということで、こういう気候もありますけど、衰退した一方じゃなかったのかということで本当に情けなく思っております。

しかしながら、まあ熊本県が、まあ遅かれ、こういうやっぱり産地偽装という、ということで知事自体が表明していただきまして、漁業者としては、助かっているところでございます。

どうか行政の方もですね、やはり自分の身になって、調整委員会の職員の方もですね、自分の身になって、やっぱり漁業者の身になって、やはり調整委員会の職員も真に捉えてですね、やっぱり行動してもらわないと、ここでいくら発言してもですね、職員が前に進めなきゃ、何も変わりようがないと、ということで本当に情けなく思っております。

ただですね、まあ、あさりの場合はですね、あさりの場合は、畜養をですね、やめてもらえば元の海に戻る。そういう状況でございますが、まあ皆さんもご承知の通り、ここ5、6年前、製鉄所から出た鉄鋼スラグ。鉄の灰ですね。これを天草の上に埋め立てをするという業者のですね、ということで、一時はストップしたんですけど、県庁の方

にもですね、私自身、天草の海を、えーまあ前田組合長はおられますけど、水俣のように汚染してしまえば、取り返しがつかんから、どうにか止めさせてもらうという。上天草の意向をもってきたんですけど、とうとうそれもですね、行政の力は何もせんだったんですよ。それを止めれたのはですね、やっぱり地域住民の方がですね、立ち上がったわけです。そして鉄鋼スラグが止まったわけです。

せめて、行政でもですね、あのとき、特に県庁はですね、当たり触らず、本当に情けないことでございます。しかし、あのとき、この鉄鋼スラグの埋め立てを阻止したということで、本当にまだ、天草の海は綺麗な海でいますけど、まあ、そういう二次災害のないような、やはりこういう厳しい状況ですから。

もう私は調整委員会で、これも言ったんですけど、それを職員は、まあ上がどうあれかわからんが、もう本当にもう少しですね、やっぱり海に関しては調整の皆さんですから、職員ですから。やはり海を守るとか、漁業者の立場にあって前を向いてやるとか、そういう気がなかれんと、まあ、はっきり言って、職員が交代してしまえば、また1からのスタートと、いうことです。何も進まないわけです。5年10年一緒の職員がおればいいんですけど、早ければ3年、5年で次の職員が来ると、また1から、物事は始まるわけです。それがないように、特に事務長、よろしく願いしときます。今日はちょっと私も挨拶が長くなりましたけど、やはり調整委員会というのをですね、やっぱり皆さんと一緒にやって、やっぱり海を育て、やっぱり海、環境をですね、作っていきたいというふうに考えていますが、どうか皆さんもご協力をよろしく願います。申し訳ありません。

議長

それでは早速でございますが、ただいまから第384回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は佐々木委員と一宮委員にお願いいたします。

それでは早速でございますが、議事に入りたいと思います。

議題の第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日は、知事許可漁業の大目流し網漁業、中目流し網漁業、小目流し網漁業、げんしき網漁業、たこつぼ漁業、いかかご漁業、その他のかご漁業、筒漁業、いか柴漬け漁業、囲い刺し網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について諮問させていただきます。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則、以下規則といいますが、規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業時期や操業区域などの内容、用語としては制限措置と呼びますが、この制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示し

なければならぬと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬと規定されています。そこで、地元漁業者及び関係漁協から新たに漁業を営みたいと要望のあった9つの漁業、許可の有効期間満了に伴い、引き続き漁業を営みたいとの要望のあった囲い刺し網漁業について諮問させていただきます。

今回諮問させていただく制限措置の内容について、個別にかつ具体的に説明いたします。まず、大目流し網漁業についてです。法令集の上から1枚目を御覧ください。大目流し網漁業の資料として、すずき流し網漁業の資料を添付しております。図のような漁具を、潮流を横切るよう設置して、マダイやスズキ等を漁獲する漁業です。資料3ページ及び4ページを御覧ください。操業区域は、不知火海の中部から南部の海域が漁場となっています。操業は、周年可能となっていますが、時期によって操業区域の北限線が異なります。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、船舶の総トン数が5トン未満、推進機関の馬力数は定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は1隻、漁業を営む者の資格として葦北郡芦北町に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者としています。

今回、諮問する漁業種類のうち、新規の要望に基づく漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間は、全て令和4年5月31日から6月8日までとなっています。この公示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年（2022年）11月30日までとし、同じ操業区域の既存の許可と同様の条件を付すこととしております。大目流し網漁業については以上です。

次に、中目流し網漁業についてです。法令集の上から2枚目を御覧ください。前回までと同じ資料になりますが、このしろ流し網漁業の資料を添付しております。図のような漁具を潮流を横切るように設置して、あじ、このしろ等を漁獲する漁業です。資料5ページ及び6ページを御覧ください。操業区域は、不知火海の公海と葦北郡芦北町田浦の地先である火共第3号共同漁業権漁場内の田浦地先となっています。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、船舶の総トン数が5トン未満、推進機関の馬力数は定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は1隻、漁業を営む者の資格として葦北郡芦北町に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者としています。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は大目流し網漁業と同様です。この公示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年（2023年）11月30日までとし、同じ操業区域の既存の許可と同様の条件を付すこととしております。中目流し網漁業については以上です。

次に、小目流し網漁業についてです。小目流し網漁業は、基本的には中目流し網漁業と同様の形態で操業しますが、漁具の目合いが中目流し網漁業の5センチメートル以上9センチメートル未満に対し、小

目流し網漁業は、5センチメートル未満となっています。主にさより、きす、しいば等を漁獲します。資料7ページから9ページを御覧ください。今回2種類の制限措置の公示を予定しています。操業区域はそれぞれ、火共第3号共同漁業権漁場内田浦地先、天草有明海、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、船舶の総トン数が5トン未満、推進機関の馬力数は定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数はそれぞれ1隻、漁業を営む者の資格は、資料に記載のとおりとなっています。許可又は起業の認可を申請すべき期間は他の新規の許可と同様です。この公示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年（2022年）10月31日までとし、同じ操業区域の既存の許可と同様の条件を付すこととしております。小目流し網漁業については以上です。

次に、げんしき網漁業についてです。法令集の上から3枚目にげんしき網漁業の資料を添付しています。げんしき網漁業は、図7の64に記載してあるような形で漁具を設置して、主としてエビ類を漁獲します。操業区域は、資料11ページに記載していますが、7月15日から8月20日まで一部区域を除いた不知火海です。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、船舶の総トン数が5トン未満、推進機関の馬力数は定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は1隻、漁業を営む者の資格は、資料に記載のとおりとなっています。許可又は起業の認可を申請すべき期間は他の新規の許可と同様です。この公示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年（2023年）4月30日までとし、同じ操業区域の既存の許可と同様の条件を付すこととしております。げんしき網漁業については以上です。

次に、たこつぼ漁業についてです。法令集の上から4枚目にたこつぼ漁業の資料を添付しています。たこつぼ漁業は、素焼きのツボを海底に設置し、狭いところを好むたこの習性を利用して漁獲する漁業で、県内各地で行われています。資料12ページ及び13ページを御覧ください。操業区域は、資料13ページに記載しておりますとおり、時期によって異なりますが、天草の西海、すなわち、天草海になります。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数、漁業を営む者の資格は資料に記載のとおりです。許可又は起業の認可を申請すべき期間は、他の新規の許可と同様です。この公示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年（2024年）2月29日までとし、同じ操業区域の既存の許可と同様の条件を付すこととしております。たこつぼ漁業については以上です。

次に、いかかご漁業についてです。いかかご漁業では、かごを使用して、いかを漁獲する漁法です。資料14ページを御覧ください。操業区域は、上天草市龍ヶ岳町大道の地先となっています。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は1隻、漁業を営む者の資格は記載のとおりとなっています。許可又は起業の認可を申請すべき期間は他の新規の許可と同様で

す。この公示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年（2023年）6月30日までとし、同じ操業区域の既存の許可と同様の条件を付すこととしております。いかかご漁業については以上です。

次に、その他のかご漁業についてです。その他のかご漁業では、かごを使用して、主にちぬやめばる等を漁獲します。今回、2種類の制限措置の公示を予定しています。操業区域は、資料16ページ及び17ページに記載していますが、水俣市の地先となります火共第4号及び同第7号共同漁業権漁場内と上天草市龍ヶ岳町大道の地先となっています。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数はそれぞれ1隻、漁業を営む者の資格は記載のとおりとなっています。許可又は起業の認可を申請すべき期間は他の新規の許可と同様です。この公示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年（2022年）11月30日までとし、同じ操業区域の既存の許可と同様の条件を付すこととしております。その他のかご漁業については以上です。

次に、筒漁業の制限措置になります。法令集の上から6枚目を御覧ください。筒状の漁具を海底に設置し、うなぎ、あなご等が狭い場所を好む修正を利用して、漁獲します。資料18ページを御覧ください。今回、2種類の制限措置の公示を予定しています。操業区域は宇城市三角町から八代市鏡町までの地先である火共第1号共同漁業権漁場内、漁業時期は4月1日から9月30日まで、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、定めなしとなっています。許可又は起業の認可をすべき船舶の数はそれぞれ1隻、漁業を営む者の資格は記載のとおりとなっています。許可又は起業の認可を申請すべき期間は他の新規の許可と同様です。許可の有効期間は許可日から令和5年（2023年）9月30日までとし、同じ操業区域の既存の許可と同様の条件を付すこととしております。筒漁業については、以上です。

次に、いか柴漬け漁業の制限措置になります。法令集の上から7枚目を御覧ください。柴漬け漁業の柴とは、枝葉の多い木の枝を束ねたものをいいます。この柴を海底に設置し、これを船上に引き上げ柴に潜り込んだ魚類を振り落とすなどして漁獲する漁法になります。今回の場合は、いかを採捕することを目的とする柴漬け漁業ですので、いか柴漬け漁業となります。本県には、いか柴漬け漁業の他に、うなぎ柴漬け漁業がございます。資料19ページを御覧ください。操業区域は水俣市の地先の火共第4号及び同第7号共同漁業権漁場内、漁業時期は4月1日から9月30日まで、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、定めなしとなっています。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は1隻、漁業を営む者の資格は記載のとおりとなっています。許可又は起業の認可を申請すべき期間は他の新規の許可と同様です。許可の有効期間は許可日から令和5年（2023年）9月30日までとし、同じ操業区域の既存の許可と同様の条件を付すこととしております。いか柴漬け漁業については、以上です。

次に、許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望の

	<p>あった囲い刺し網漁業についてご説明いたします。</p> <p>法令集の上から8枚目に囲い刺し網漁業の資料を添付しています。囲い刺し網漁業は、網漁具を魚群を取り囲むよう円形に設置し、海面をたたくなどして魚を脅しながら網を絞り揚網します。主に、ぼらやこのしろを漁獲します。資料20ページから28ページを御覧ください。今回、宇城市から水俣市までの不知火管内について9種類、上天草市、天草市及び苓北町の天草管内において11種類の制限措置の公示を予定しています。操業区域は、それぞれの共同漁業権漁場内又は共同漁業権漁場内の一部地先となっています。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数、漁業を営む者の資格は、資料に記載のとおりとなっています。許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和4年(2022年)5月31日から令和4年(2022年)6月16日まで、この公示に係る許可の有効期間は、令和4年(2022年)7月1日から令和7年(2025年)6月30日までとし、同じ操業区域の既存の許可と同様の条件を付すこととしております。囲い刺し網漁業については以上です。</p> <p>以上で、説明を終わります。御審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい。どうもありがとうございます。ただいま第1号議案について説明がありました皆さんの御質問はございませんか。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>はい、どうもありがとうございます。</p> <p>それでは特に無いようですので、第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>はい、どうもありがとうございます。</p> <p>それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。</p> <p>続きまして、第2号議案でございます。「令和4管理年度における「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理区分へ配分する数量について」、水産振興課より説明をお願いします。</p>
水産振興課	<p>水産振興課です。説明させていただきます。第2号議案、令和4管理年度における「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理区分へ配分する数量について諮問させていただきます資料は29ページ以降を御覧ください。</p>

29ページ以降に、漁業法に基づき資源管理の方法、従来からTAC管理と呼ばれていた方法についてご説明を述べております。

これらの資源管理で漁業者による漁獲量の報告や研究機関による様々な調査に基づき、資源量や漁業の影響の評価および将来予測を行っております。今回ご諮問いたします対馬暖流系群および東シナ海系群につきましては、この資源管理予測では、資源はほぼ横ばいの状況であるというふうに言われております太平洋系群というのがもう一つございまして、もうこちらの方が、変化が非常に大きく、上下動を繰り返しているということになります。ちなみに2020年のさば類という情報量の括りでは全国で38万9千トン。2019年の45万トンから少し減ったということですが、この変化もまた太平洋系群の方の変化が大きいものというふうに言われております。

漁獲量がこの国が定めた総漁獲可能数量を超えることがないよう管理を行っていく従来より説明しておりますTAC管理と呼ばれるものであります。

また資源管理の対象となる水産資源には、今回お諮りしますまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群や、この後ご報告いたしますくろまぐろが含まれております。現在、1年ごとに漁獲可能量を設定し管理が行われているため、これの総漁獲可能数は年間総漁獲可能量と同義というふうになります。

各都道府県に配分された漁獲可能量を都道府県別漁獲可能量と言います。

ここからさらに各都道府県における資源管理を行う単位である知事管理区分および想定外の漁獲量の増加に備えた県留保枠に配分されます。知事管理区分に配分された漁獲可能量を、知事管理漁獲可能量と呼び、これが漁業者が実際に漁獲することができる量の上限というふうに設定されております。令和4年7月1日から始まります、令和4管理年度のまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の本県の都道府県別漁獲可能数量の配分につきましては、国からの通知でございますが382トン程度を目安とするということになっております。

ちなみに熊本県では2020年に284トンが漁獲されておりました、これより目安水準よりは低い水準で漁獲されているという形になっております。

続いて資料33ページを御覧ください。まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の都道府県別可能数量は、先ほど申しましたように、382トン程度、現行水準ということになっておりますが、これは過去3年間の平均から求められたものでございます。

熊本県のシェア率は全体の0.37%でありますので、この現行水準を維持するというような形で規定がされております。

以上、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和4管理年度における知事管理区分へ配分する数量について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	はい。どうもありがとうございます。ただいま水産振興課から、第2号議案について説明がありました。委員の皆さんからの、御意見、御質問は、ございませんか。
議長	よろしいですか。
委員	はい。
議長	特に意見がないようでございます。それでは、第2号議案「令和4管理年度における「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理区分へ配分する数量について」は、「特に意見なし。」と答申してよろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	ありがとうございます。 それでは、第2号議案については、特に意見なしと答申いたします。続きまして、議題の第3号議案「うなぎの採捕制限について」説明をお願いします。
水産振興課	<p>水産振興課資源栽培班です。私からは資料34ページ以降のウナギの採捕制限について、説明させていただきます。今回、水産振興課から資料35ページのとおりニホンウナギの採捕禁止に係る委員会指示の依頼を行いました。依頼の内容について、資料36ページを用いて説明します。</p> <p>まず、2の要請の内容を御覧ください。括弧1、熊本県全域において、10月から翌年3月までの間、全長21センチメートルを超えるニホンウナギの採捕を禁止すること。括弧2、上記の指示期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間とすることとしております。</p> <p>括弧1については、秋以降に「下りウナギ」となり産卵のため海へ下っていくニホンウナギ親魚を県内全域で保護し、資源回復を図るためのものです。括弧2については、平成30年度から令和3年度までの3年にわたり指示を発行していただきました。下りウナギの採捕規制について、改めて3年継続していただくことについての依頼となります。</p> <p>この依頼を行う理由について、背景をご説明します。</p> <p>3、背景を御覧ください。養殖用シラスウナギの採捕実績は、全国的に平成21年漁期以降不漁が続いており、県内域も同様の状況でした。また、令和4年の採捕量見込みは過去10年平均の4割程度になる見込みです。</p> <p>本県は、平成25年度から令和3年度までの9年間、熊本県全域において、10月から翌年3月までの間、全長21センチメートルを超えるニホンウナギの採捕を禁止し、資源管理へ取り組んでいるところです。</p> <p>下りウナギの規制は、九州地区では、本県以外に宮崎県及び鹿児島県</p>

が実施しております。全国では、青森県、静岡県、徳島県、愛媛県、高知県などが実施しております。

このような取り組みにもかかわらず、依然としてニホンウナギ資源は低水準であり、引き続き資源管理や生息環境の改善の取り組みを進めることが必要だと考えられます。

また、ウナギ養殖業についてですが、平成27年6月1日付けで、農林水産大臣の許可を要する指定養殖業となり、全国で520件の養殖場が許可を受けています。許可に基づく池入割当量は、ニホンウナギで21.7トン、そのほかの種のウナギで3.5トンという状況になっています。

このように、養殖業においても国内管理が確実に行われるようになり、内水面や海面においても、ニホンウナギの資源管理を継続的に進めていくことが望まれると考えております。

この取り組みの継続の必要性については、各内水面漁協及び海面漁協においても、これまで特段の反対の意見はなく、必要性は了解されている状況です。

以上、今回、貴委員会に対しまして指示の発動をお願いする背景について、ご説明させていただきました。

水産振興課からは簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

事務局

引き続き、事務局の方から今回の委員会指示（案）について説明いたします。資料50ページを御覧ください。こちらが指示（案）になります。読み上げさせていただきます。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第 号。

うなぎ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、うなぎの採捕について次のとおり指示する。

令和4年（2022年） 月 日。こちらの日付は、県公報への掲載日になります。天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男。1、採捕を禁止する水産動物、全長21センチメートルを超えるうなぎ。2、禁止期間、10月1日から翌年3月31日まで。3、禁止区域、天草不知火海区（熊本県宇城市三角町（有明海側を除く。）から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び苓北町の地先海面）。4、適用除外、熊本県漁業調整規則（令和2年熊本県規則第51号）第53条第1項の規定により、知事の許可を受けて採捕する場合又は試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。5、指示の期間、令和4年（2022年） 月 日から令和7年（2025年）3月31日まで。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

はい、ただ今、水産振興課から、第3号議案について説明がありました。委員の皆さんから何か御質問はございませんか。

議長	よろしいですか。
委員	はい。
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、第3号議案については、案のとおり委員会指示を発出することといたします。</p> <p>続きまして、議題の第4号議案「たも網及びすくい網によるガザミの採捕制限について」、水産振興課から説明をお願いします。</p>
水産振興課	<p>水産振興課です。たも網及びすくい網によるガザミの採捕制限について御説明いたします。</p> <p>資料の52ページを御覧ください。令和4年4月19日付け熊漁指発第20号により、熊本県漁業協同組合連合会から当委員会に対し、浮きガザミの採捕禁止について要望書の提出がありました。</p> <p>要望書の内容につきましては、不知火海におけるガザミ資源の保護培養を図るため、引き続き、不知火海の熊本県海域において、たも網及びすくい網によるガザミの採捕禁止に係る委員会指示の発出を要望するものでございます。</p> <p>続いて53ページを御覧ください。昭和49年から令和元年までの本県海域におけるガザミの漁獲量の推移を示しました。</p> <p>資料上段のグラフは、熊本県全体を示し、下段のグラフは、不知火海のガザミの漁獲量の推移を示しております。</p> <p>不知火海におけるガザミ漁獲量の推移に着目しますと、昭和60年代から平成初期の時期に漁獲量が急激に減少していることが分かります。</p> <p>平成13年以降、若干漁獲量が増加しましたが、近年は、50トン以下の低水準で推移しております。</p> <p>このような状況を踏まえ、不知火海におけるガザミ資源の保護培養を図るため、引き続き採捕禁止を内容とする委員会指示の発出が必要であると考えます。</p> <p>続けて委員会指示の内容につきまして御説明いたします。</p> <p>資料54ページを御覧ください。委員会指示の案を示しております。</p> <p>指示の内容につきましては、不知火海の熊本県海域におけるガザミ資源の保護を目的として、6月1日から6月30日までの間、たも網及びすくい網によるガザミの採捕を禁止するものです。</p> <p>指示の有効期間は、令和4年（2022年）5月27日の県公報登載日からを予定しており、令和5年（2023年）3月31日までとしております。</p> <p>参考として、資料55ページに昨年の委員会指示の公報掲載文を添付しております。</p> <p>資料56ページを御覧ください。</p> <p>有明海におきましては、令和4年（2022年）3月7日に開催され</p>

	<p>ました、日本海・九州西広域漁業調整委員会におきまして、6月1日から6月15日までの期間、有明海において、たも網その他すくい網によりガザミを採捕してはならないとの委員会指示が発出されています。</p> <p>事務局からの説明は以上です。御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただ今、水産振興課から、第4号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。</p>
議長	<p>これは、前から何も変わっていないのですか。</p>
事務局	<p>変わっていません。全く同じです。</p>
議長	<p>今まで毎年、指示を出しているんですけど、その通りだそうですね。よろしゅうございますか。それでは、他に無いようですので、第4号議案については、水産振興課の案のとおり委員会指示を発出してよろしゅうございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>ありがとうございます。 以上が本日の議事になります。委員の皆様から何かございませんか。</p>
委員	<p>はい</p>
議長	<p>事務局から、何かありませんか。</p>
水産振興課	<p>はい、水産振興課でございます。一番最後につけておりますくろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理区分へ配分する数量の変更についてということで御報告をさせていただきます。これも先ほどのまさば類と同じTACの取り扱いになっておりますが、くろまぐろで非常に年間におけるその割当数量の変化がおおございますので、いちいちそのたんびたんび委員会の方に諮問をしていると間に合わなくなってしまうので、これをいつも報告させていただくということでご了承を得ているものでございます。</p> <p>それにつきまして今年度の4月26日付で、別添の資料のように農林水産省の方から、熊本県の配分について通知がございましたので、これについて、御報告させていただきます。1枚紙の方の資料を御覧ください。くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知につきましてという資料でございます。</p> <p>その表にございますように、変更前、くろまぐろ小型魚、これ30キログラム未満でございますが、熊本県には6.7トンの配分がございましたが、変更後は18.5トンと増えております。くろまぐろ大型魚30キログラム以上でございますが、これにつきましては、変</p>

	<p>更前の6. 2トンから変更後は8. 1トンと配分が増えております。</p> <p>これは全体の配分量の増加もありますが、熊本県が昨年の管理期間において、割り当てられた配分量を正確に遵守したということもありまして、そういうメリットも生かされて、あとは国の方も計算によって配分が決まるということで、増加の方向で今回割り当てが行われております。以上ご報告いたします。</p>
議長	<p>ただいま水産振興課から説明がありました。何か委員の皆さん、尋ねるようなことございませんか。どうぞ。</p>
田代委員	<p>三角町漁協からです。4月にうちの組合の漁業者が、タチウオ釣りに行っているんですが、自分のところの有共20号内で釣りをしていると、目の前を中目流し網を流すんです。もう、そうすると全然、一本釣りは影響を受けて、事故などの不安もあるもんですから、そういうところはどうかならないのかなと思って。本当は出来ないところでやるもんだから。</p> <p>海上保安部にも言ったんですけど、もうとにかく、取り締まりを強化してくれんかとは言ってきたんですけど、なかなか動かないものから。</p>
議長	<p>荒尾から三角まで地先権というのはあるんですか。</p>
田代委員	<p>有共21号内は中目流し網はしていい。天共1号内とかうちの有共20号とかは、その中目流し網は出来ないんです。</p>
議長	<p>それは、三角の方ですか。</p>
田代委員	<p>そうです。</p>
議長	<p>三角とどこまでなんですか。</p>
田代委員	<p>三角の半島の中を渡してから先の方に有明に向かって1キロぐらい。天草に2キロぐらいの場所です。そこで釣りをしていると、ちょうど目の前を流すものだから、我々の問題かもしれないんですけど。</p>
議長	<p>確かにちょっと自己中心的というか、1本釣りがですね、100隻その中をですね、熊本県の有明ですけど、流し網の方が、その中を流していくわけです。釣りをしている中を。それで、釣り糸は絡まるわ。網が沈めばいいんですけど、浮いている間にプロペラに巻くとか、そういう事故がかなり発生しているわけです。調整委員会の事務局は、そこら辺は把握してるのか。</p>
水産振興課	<p>水産振興課です。今、おっしゃられた内容、いわゆる遊漁船と中目</p>

	<p>流し網の問題、まあ非常にタチウオが多いということです。同じ海域に錯綜しているというのがあって、トラブルになりそうなところがあるということが、一つ懸念している状況にあります。それで、まず一番最初に言われた操業区域の違反。区域を越えて、許可されていない区域ということは、まずこれはもう規則違反ですので、きちんと取り締まりをします。それは、漁業取締事務所の取締船でもそうですし、海上保安部の方でもしていただいて、非常に違反が多いという情報も入っておりますので、きちっと指導してもらうような状況を取っておきますということです。先ほどのいわゆる遊漁者の方々も含めて、1本釣り漁業の方々、中目流し網の方々ということで、同じ漁場内であり、操業調整というか、ルールはもちろんのこと、やっぱりモラル的なところ、やっぱり配慮する部分であったりとか、非常に大事だということで、せんだって通知の方を出させていただいています。通知の内容の方は、担当の方から説明させていただきます。</p>
水産振興課	<p>先ほどおっしゃられた中目流し網漁業とですね、1本釣りの仕方、遊漁船といったところとのトラブルが発生しているというところで、荒尾から網田までの有明海沿岸のですね漁協さんの方に、中目締め流し網の操業もそうですし、またちょっと逆の方の1本釣りの方がですねちょっと無理な航行をしてきてというような話もありましたので、そういったお互いにですね、配慮するような操業をしていただくよう、まず、周知の文書の方をお送りさせていただいてるところです。</p>
議長	<p>有共20号はできないのでしょうか。</p>
田代委員	<p>出来ません。</p>
議長	<p>皆さん、この図を見てもらえば。</p> <p>(参考資料内の熊本県共同漁業権連絡図を確認する)</p>
水産振興課	<p>三角の漁業権が有共第20号。宇土半島の宇城市と書いてあるところの左。2センチほど左ぐらいのところになんかちょっと小さいんですけども有共20号と書いてある。</p> <p>中目流し網の許可につきましては、基本的に所属されてる漁協さんの管理される有共1号から20号までとプラス、真ん中にある大きな共同漁業権があると思うんですけども、有共第21号内の操業が可能という形の許可となっております。</p> <p>先ほどおっしゃられた辺りというのが、有共20号の有という漢字のところの21号と20号の境界のあたりのところになっておまして、タチウオが資源的に集まっておまして、そして、そのあたりに魚群を形成していた。その辺りに1本釣り漁船ですとか、遊漁船、あと流し網の操業が行われていたというような形で聞き及んでおりま</p>

	す。
田代委員	天共1号もできないのでしょうか。
議長	できない。
水産振興課	有明海の方の許可では、天共1号ではできません。 ちなみに天草の方の方が操業されることはあるかと思います。 また、少しずつ魚群が南に移動しているようなことを聞いております。
田代委員	今は夜の方がデカいやつが釣れるそう。
議長	今年はですね、もう何十年ぶりか、タチウオが釣れている。今まで はそう多くなかったんですけど。今、夜釣りで1本釣りですね、5キ ロに大体平均で4本、5本。こんなですね、そういう大きいのばかり があがる。釣ってくる人は、この前は200キロくらい釣って来てた かな。そういう状況です。
田代委員	それは取締船じゃないと駄目でしょう。
議長	これはもう県の方と取締船の方でやってもらわないとね。
水産振興課	情報は入ってまして、かなり出動しているということで、当然、 普通に考えて高速で車がスピード上げているところで警察隊を見れ ば、みんな控えるっていうのと同じような状況も多少ありますので、 本当に悪質なものについての情報があれば、すぐに出れる出動体制は 取っているということになっております。 それでもなおかつ情報が入れば逃げていくという形もありますの で、悪質なものについてはきちっと取り締まりができるように、取締 事務所の方も考えておるようですので、海保の方も連携して取り締ま るということを伺っておりますので、漁場の方は、そういう形でやら れてるということです。ただ、それにも増してまだ尚且つ、酷いとい うことであれば直接、あの、漁業者の方からとか、漁協さんの方から とか情報をいただければ、改めてまた申し伝えたいというふうに思っ ておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。
議長	他にございませんか。 はい、どうぞ。
佐々木委員	話を元に戻させていただきます。くろまぐろの漁獲割当量は、昨年か らすれば、倍ぐらいになって16.6トンの割り当てができたわけす けども、くろまぐろというのを皆さんご存知ですか。くろまぐろとは本

マグロのことです。これをですね、うちの漁協の本渡とか他のところが知らないもんですからヒレナガマグロをですね漁獲割当量の中に入れていたことがあったんですよ。これはおかしいということで、私も本渡の方に行って、ヒレナガマグロを入れてるんじゃないかって確認したところ、そうですってということだったんですね。制限されているものですから、これを超えると釣ってもいけないし、定置に入ってもいけないものですから、天草漁協の方ではもう、写真を見せて、これがシビだよ、クロマグロの子供だよ。これがヒレナガマグロだよと。初めてわかるような状況で、というのはですね、昨年、天草西海の牛深からこっち沿岸で、久しぶりに釣れたのですから、本当若い人たちが、そのクロマグロを知らないんですよ。それで、その中でもまだ遊漁の人たちが、これは許可漁業になってて、許可を申請しないと、釣れないようなことになってるんですけど、知らずにやっぱり遊漁船あたりもだいたい県の方から指導してもらってるんですけども、やっぱりだいたい遊漁船も釣っているような状況ですので、そこら辺、方法をもう一度、天草漁協の市場の方と天草町の定置網の方をもう1回教育しなくちゃいけないなと思っているんですけども、そういうことで県の方もとにかく許可漁業になってるんだということを周知していただきたいと思っております。100トンとかそういう枠があるならそういうのも目をつぶってもいいんですけども、去年が12トンぐらいしかなかったものですから、その枠を一生懸命守ってきて4月の中旬にはもう釣るなと私のところの1本釣りにはそういうことで制限をかけたわけです。それと、もう2キロ以上を水揚げするようというので、牛深の方は制限というか、資源管理を行っています。最初のうちは1.5キロ以上を水揚げするようにしていたが、枠を超えてくると、釣ることが出来なくなる。1.5キロぐらいものは安いですから。自分たちも2キロ以上を釣るよう取り組んでいきますので、そこら辺のところよろしく願いして、勉強会を実施させていただければと思います。

議長

ありがとうございます。

実は、天草漁協は天草町に熊本県で一番大きい大型定置網を持っているんですけど、うちの職員がですね、クロマグロなのか、どのマグロなのかわからんような状況で、佐々木さんにですね、教えてくれと言って教えてもらうような状況で、はっきり言いまして、私も明確にはわからんもんですから、そういう状況で職員の現状からやはり少しはやらなければいかんかなと。先ほど言われたように本渡市場でも職員が、クロマグロと他のマグロと合算して数量に入れてしまっていたというような状況でございます。もう少し私が勉強させればいいのですが、県の方でも、よかったら御指導をよろしく願います。

佐々木委員

私は写真を見せて教えましたけども、今日、これだけ16.6トンに枠がだいぶ増えたということは本当感謝しております。やはり海の中は分からないということで、もう少し枠が増えてくれれば安心して漁

	<p>業者も働けるのではないか。大体、12月から4月までしか釣らないんですよね、枠が少ないもんですから、もし大型魚とかそういう取り組みがあったら、よろしく推進していただきたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
水産振興課	<p>遊漁につきましては、令和4年6月1日から新しいくろまぐろ遊漁の規則が始まりますこれによりますと、小型魚は採捕禁止、遊漁の皆さんはですね、それと30キロ以上の大型魚は、1人1日1尾まで、次の魚が釣れたらそれは返してくださいというような、遊漁に対しても、広域漁調委の方からこういう指示が出るということで、遊漁者の漁獲についても厳しい措置を取るという形で今進んでいるところです。</p> <p>また、先ほどの御要望につきましては、十分承知いたしましたので、対応したいと思います。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
委員	<p>はい</p>
議長	<p>どうぞ</p>
平岡委員	<p>説明の仕方についてですね、ちょっと要望なんですけど、先ほど浮きガザミの採捕禁止の話がありましたけど、ベテランの委員さん方は聞くだけでわかると思うんですけど、初めて委員になられた方は、なぜ資源培養のために浮きガザミの採捕を禁止するのかとか、その辺をちょっとですね何かわかりやすく説明していただいた方が、皆さんがしっかりと認識した上で審議ができるんじゃないかなと思います。</p> <p>それと前回、五和苓北沖の委員会指示の話がありましたけど、あれも、なぜあそこのまき網の採捕禁止するんですかという、そういった疑問がちょっとわからなくてですね、ちょっとそういう話も聞きましたので、なかなかちょっと質問しにくいのもかもしれないんですけど、どうかその辺も、ちょっと意識してですね、わかりやすく噛み砕いて説明していただいたらいいかなと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>平岡委員ありがとうございます。私もですね、確かにこの文面に書いてある部分を、事務局は読むだけであって、もうちょっと中に入ってですね、やっぱり説明すべきじゃないかと。これ、文面をね1から10まで読んでも価値がないと、私もそう思っております。</p> <p>確かに平岡委員の言われることはごもっともで、その中にですね、自分たちに対して何を説明するのかきちんと入れていかないと、本当に新しい委員の方にはですね、なかなか理解ができないというふうに私も考えております。私も言おうかなと思ったんですけど、あまりにもスムーズに文章を読んでしまうから、これがですね、新しい委</p>

	<p>員の皆さんが本当にこう理解が難しいんじゃないか。この次はですね、それなりに委員の皆さんに、納得できるような説明をですね、中に入れてもらって説明をしてもらいたいというふうに考えております。よろしいですか。</p>
事務局	はい。
議長	<p>他にございませんか。 それでは無いようでございます。 これをもちまして第384回天草不知火海区漁業調整委員会を終わりたいと思います。本日はどうもありがとうございました。</p>